

議事要旨(3) 改正企業会計基準「連結財務諸表に関する会計基準(案)」等について

冒頭、新井副委員長(専門委員長)より、連結財務諸表における特別目的会社の取扱いの見直し(短期的対応)に関する「連結財務諸表に関する会計基準(案)」等については、昨年12月16日の委員会(第215回企業会計基準委員会)での参考人質疑及び本年1月12日の委員会(第216回企業会計基準委員会)での審議を踏まえ、実務における円滑な適用を確保するための対応を検討してきた旨、及び、その結果、適用時期を1年遅らせて平成25年4月1日以後開始する連結会計年度とすることや、「結論の背景」に記述を一部追加することなど、会計基準案を一部修正することとする説明が行われた。引き続き、小賀坂主席研究員より修正箇所に関する説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

- ある委員から、特別目的会社等の取扱いについて検討すべき課題があることには同意するものの、今回の短期的対応では、実務における特別目的会社等の取扱いのばらつきが必ずしも解消されておらず、今後基準全体を抜本的に見直す中で改善すべきであり、短期的な対応には反対である旨の意見があった。
- ある委員から、今回の改正はあくまで基準全体を見直すにあたっての第1段階であり、認識されている未解決の課題のいくつかは、本基準の強制適用時期までに、本委員会において解決に向けて検討すべきであるとの意見があった。また、別の委員から、今回の改正はあくまで短期的対応であって、引き続き基準全体の抜本的な見直しについて本委員会において議論すべきであるとの意見があった。
- あるオブザーバーから、利用者の観点からは、企業の自主的な特別目的会社の開示により、財務分析上、あまり支障は生じないといった意見も聞かれるが、そもそも自主的な開示に依存している現行の取扱いが問題であり、自主的な開示と制度上の開示とが乖離している状態は是正すべきであり、今回の対応を支持するとの意見があった。

その後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席委員11名のうち10名の賛成(反対1名)により、改正企業会計基準「連結財務諸表に関する会計基準」等の公表が承認された。以上を受け、委員長より、反対意見を追加記載し、最終公表へ向けた手続きに入る旨の説明がなされた。

以上